

CRIS、情報社会におけるコミュニケーションの権利キャンペーン
-国連「世界情報社会サミット」(World Summit on the Information Society) へ向けて-
Media Development 2003年4号から

Media Development は、世界のメディア研究者やメディアに関心を持つ人たちを読者に持つ World Association for Christian Communication=WACC (世界キリスト教コミュニケーション協会) が発行する研究誌である。その最新号は、国連が 2003 年、2005 年に開催する「世界情報社会サミット」(WSIS) に向けて、市民社会は、どのような発言をしていくべきかという視点から、特集を組んでいる。

WSIS の開催準備プロセスの一環で、アジア・太平洋地域会議が 1 月 15、16 日に東京(高輪ホテル)で開催されたが、新聞やテレビでほとんど報道されることもなく終了した。このような状況の中で、*Media Development* に掲載されているこれらの論文は、多くの市民の目に触れるなら、NPO や市民が「市民のための情報社会とはなにか」について考えるよい手立てになるだろう。

そのような思いから、FCT では 2002 年 4 号に掲載されている WSIS 関連の 15 論文の中から 6 論文を選び、ここに特集として訳出することにした。なお、全 15 論文のタイトルを以下に記しておく(このうち印のあるものが、ここに訳出したものである)：

論文一覧

- 1 * 情報社会におけるコミュニケーションの権利：CRIS キャンペーン：誰のための情報社会か？
- 2 「情報社会」は市民社会にとって有益な概念か。

- 3 市民社会においてなぜ知的所有権が問題になるのか？
- 4 市民社会にとってコミュニティー・メディアが持つ特別な意味とは何か。
- 5 メディア所有：重大なこと？
- 6 法人セクターと情報支配
- 7 * WSIS 準備会議 1 (PrepCom1) についての個人報告
- 8 * 声明：WSIS 準備会議 1 における市民社会セクターによる記者発表
- 9 CRIS キャンペーンのハイライト
- 10 CRIS キャンペーン：モーバライゼーションと盲点
- 11 ジェンダーの問題、デジタル・デバイドと世界情報社会サミット
- 12 * 世界情報社会におけるジェンダーと平等のために
- 13 21 世紀に民主主義とコミュニケーションはどのように調和していくか？
- 14 情報社会：国際法廷設立の事例
- 15 * 情報社会における倫理的要請

情報社会におけるコミュニケーションの権利：CRIS キャンペーン：誰のための情報社会か？

情報社会は、私たちのためのものだといわれる。それが約束するのは、教育、健康、発展、民主主義などあらゆる分野において利益を生み出すような知識を基盤とした社会である。シームレスなネットワークと知識情報は、規模の大きなセンターから村落にある小さな

家へと流れ、そして再び逆方向へと流れる。しかし今の傾向が続いていくなら、現実には相当違ったものとなり、夢は悪夢となる可能性がある。

- ・人間のクリエイティビティの産物ーアカデミアからメディア、民間療法から音楽に至るまでが民営化され、その所有権が一部のひとみに集中し、アクセスは料金を払う人のみに制限されている。
- ・ラジオ、テレビ、テレコミュニケーションの電波が分割され、高額な入札をした者に販売されている。
- ・かつて新しい公共圏を約束したはずのインターネットは、ますます商業化され支配されつつある。
- ・メディアは、消毒され、均質化され、消費活動を人々に売り込み、また人々を広告主に売る。

情報社会に向かおうとする力の背後には、容赦なく拡張する企業支配、息苦しいほどの意見の不一致、ねつ造された同意があり、これに対して多くのひと々が不安を抱いている。グローバル企業の関心は運転席にあり、政府は利権を争う巨大組織の仲裁人という立場に追いやられている。国際的な規律や、情報社会が人々や社会発展に対して持つ意味はほとんど注目されることがない。

とはいえ、世界中のひと々は人権を中心とした情報社会の新しいビジョンを作り出している。新しい形態のメディアやネットワークのツールは、次のような目的のために活用されている。ローカルレベルからのグローバルなコミュニティの構築、知識の共有、周縁化された声の拡大、政治活動の組織化、参加の強化、文化的・知的多様性の維持のために活用されているのである。

私たちは、自分たちが望む情報社会を選択

し、それを構築する必要がある。それは、多数派を除外するエリート企業に都合良いものになるのか。あるいは、持続可能性、人権、人々の尊厳を維持し拡大するものになるのか。コミュニケーションする権利は、普遍的な人権であり、他の多くの人権の土台となるものである。情報社会の出現によって、この権利がすべてのひと々にとって有益なものになるよう、拡大され強化されなければならない。

世界情報社会サミット

これまで国連では多くのサミットが開催されている。主なものに、リオデジャネイロの地球サミット、北京女性会議などがある。そして、WSIS（国連世界情報社会サミット）が2003年12月にジュネーブで、2005年にはチュニスで開催される。このサミットの目的は、情報社会への共通のビジョンと理解を進展させ、新しい情報社会にうまく適合するように戦略的な行動計画を作成することにある（<http://wsis.itu.int>参照）。市民社会は率先して人々を中心に据えた情報社会のビジョンを明示しなければならない。

CRISの役割

CRIS（情報社会におけるコミュニケーションの権利）キャンペーンは、2001年11月に、メディア・コミュニケーション分野で活躍する国際NGOのグループによって始められた。CRISにとって、このサミットは目的ではなく、手段である。私たちが直面する課題は、実際にサミットで扱われるものよりはるかに大きい。サミットは良い出発点となり得る。

「情報社会」に対する私たちの見解は、コミュニケーションする権利に基づいており、この権利は、人権を向上させ、人々とコミュニティの社会的、経済的、文化的生活をよりよくするための手段と位置づけられる。

重要なことは市民社会組織が協力し、透明性、多様性、参画、社会的・経済的な公正の原理に基づき、公平なジェンダー、文化、地域の考え方に触発された情報社会の構築をめざすことである。

世界情報社会サミットは、この目的を遂行するための重要なフォーラムである。このサミットの協議事項およびその目標を、特にメディアとコミュニケーションの課題にまで拡大し、幅広い市民社会の参画を促すことを目指している。

CRISのテーマと行動

情報社会の幅広い分野を扱う方法として「人権」を中心に据える。CRISは人々の生活に直接影響を与え得る次のようなテーマに焦点をあてる。

- ・パブリック・ドメインを強化し、情報や知識が私的企業に独占されることなく、人間の発展のためにいつでも利用できるようになっていたことを保証する。
- ・発展していく文脈において、ネットワークへの安価なアクセスと効果的利用を確保する。例えば、革新的で強固な規律と公共投資を行うことなどである。
- ・放送やテレコミュニケーションにおける国際的な共有権を守り拡大することで、この公共資源が私的目的のために売却されるのを防止する。
- ・ローカルからグローバルなレベルに至るまで、情報社会における民主的で透明な統治を行う。
- ・政府あるいは民間にかかわらず、情報の監視と検閲に対して闘う。
- ・コミュニティおよび人々を中心に運営され

る新旧メディアを支援する。

CRISは三つの柱を通して、市民社会が思索し、ネットワークをつくり、情報社会に働きかけるための空間を創り出す。その三つの柱とは次のとおりである。

- ・人権と開発に関連しているため、情報社会の主要な側面に対する意識の向上、教育、議論の活性化を行う。
- ・様々なレベルの多様なフォーラムで活動できるように、これらの課題への市民社会の動きを促進し奨励する。
- ・WSISとの関係において市民社会のポジションを具体化し協議し改善する。そしてそれを実行するように主張しロビー活動を行う。
- ・実際的には、報告書やインタラクティブなウェブのリソースやセミナーの開催や参加、情報の共有、ロビー活動、支持活動を含む。

あなたにできること

CRISは開かれたキャンペーンであり、現存するグループやアクティビストを結びつけるものである。特定の課題に焦点を当てたテーマ別のグループを含むワーキンググループや、地域活動を支援する支部、あるいは地域の集会によって組織されている。

CRISは「コミュニケーションの権利のためのプラットフォーム」においてイニシアチブをとる。CRISキャンペーン会員には、コミュニケーションの権利、および人権、そして人々とコミュニティの社会的・経済的・文化的生活を高める手段としてコミュニケーションする権利を促進する活動に従事する組織と個人が含まれる。

情報社会サミット (WSIS) 準備会合 1 (PrepCom1) についての個人報告、

Sean O Siochru

アイルランド市民社会 (NGO) 代表

●2002年6月30日（日）会議前日。

登録のため本会議場に到着。市民社会（NGO）の会議は本会議場から数分離れた ITU 本部地下で開催されることを知る。これでは、各国の代表者と非公式にやりとりする機会がないため、会議開催中、本会議場の報道室に入り浸ることになる。午後3時、CRISISの会合を開く。40人が出席。主な決定事項は、①参加者全員のEメールリストを作成し、PrepCom1のリストへと発展させる、②毎朝、会合を持つ。会合はCRIS関係者だけでなく、CRISISに賛同する全ての人に公開し、CRIS+会合とする、③戦略を立てる機会が市民社会（NGO）に与えられていないことを確認。

●7月1日（月）1日目。

午前8時半、午後に戦略会議を開くことをCRIS+会合で決定する。市民社会（NGO）のPrepComへの参加規定を含む**手続き規則（Rules of Procedure）**の原案を検討。55条は市民社会（NGO）の参加を制限する（a案）と参加をオープンにする（b案）から成る。参加の詳細は附則の中に記載されている。56条は企業参加についての条項である。55条と同様の表現が用いられてはいるが、こちらは公式参加が認可されるのは明白であった。これは、国連サミットの悪しき先例になると思われる。午前10時、政府間会議の開会式が開催された。会議は全ての参加者に公開された。午後12時、（同時進行中の）市民社会（NGO）会議では、Cees Hamelinkがいつもながらユーモアを交え、格調高いスピーチを披露した。政府間会議では、マリ出身のAdama SamassekouがWSIS議長に選出された。同氏はすぐに市民社会（NGO）会議を訪れ、市民社会（NGO）の重要な役割を強調した。午後、今後のPrepComに向けて最初の声明をCRISISとして発表した。それ以後の声明は市民社会

（NGO）全体として、あるいは市民社会（NGO）委員会として発表することになる。**手続き規則に関する委員会**が政府関係者だけに公開されていた。原案を一行一行見直す作業であったが、エジプト、パキスタン、イランなど数カ国が（PrepComへの）参加を政府だけに狭めようと議事進行を妨害した。彼らは必ずしも市民社会（NGO）や企業を直接の標的としているのではない。サミット全体の立役者になろうとする意図からと察せられる。会議は一日費やしても、進展が見られないため、議長のD. Stauffacher（スイス国連大使）は議題を絞ることを提案した。翌日には、局面打開のため、小グループで話し合うことになり、限られた政府代表だけの秘密会議となった。私たちは昼休みに、市民社会（NGO）事務局に対し、市民社会（NGO）には戦略を話し合う場が設けられてないと指摘した。その結果、ワークショップの時間を割いて話し合うことになったが、ワークショップが長引き、通訳が退席したため、会合は翌日の午前9時に延期された。

●7月2日（火）2日目。

午前8時、CRIS+会合が開かれ、多数が出席した。残念なことに、通訳が事前に手配できず、英語だけによる会合となった。この席で、市民社会（NGO）が主催する市民社会（NGO）のための総会が必要であることを再確認した。午前9時、戦略会議が始まる。質疑応答のような内容に多数の出席者が苛立った。後になり、幾つかの議題が検討された。その中には、政府間委員会の活動状況を監視し、意見する委員会の設立も含まれている。CONGO（国連の諮問機関としてのNGO協議会）の代表、Reneta Bloemが総会の議長に選出された。直ちに**手続き規則に関する委員会**を設け、約30人が出席した。私たちの活動に非常に協

力的であるフランス大使が**手続き規則**の交渉案を持ってやって来た。同案は**持続可能な発展に関する世界サミット**（Rio+10）の内容を希薄にするものであった。私たちは D. Stauffacher と Bruno Romazzotti（スイス政府代表）に公式に面会し、懸念を表明した。その夜、私たち数人で第二の声明文をまとめた。この日の政府間会議総会には、市民社会（NGO）と企業を代表する演説者が招かれた。私たちの代表は CRIS、ジェンダー、若者、アジアの NGO と様々な立場から発言した。

●7月3日（水）3日目。

午前9時、市民社会（NGO）総会では、手続き規則に関する声明を承認した。58 団体が署名し、数時間後に仏語、スペイン語に翻訳された。総会では、政府間の動きに呼応して第二委員会を設定することが決まった。さらに、市民社会（NGO）の、とくに発展途上国の NGO の支援を目的とするロビー活動のための財政委員会を結成した。独自の記者会見を開く広報班も作られた。

●7月4日（木）4日目。

Stauffacher 議長が、「市民社会（NGO）の参加を制限する a 案が採択され、附則の中で制限を緩和していくことになる」と市民社会（NGO）総会で報告した。さらに、企業の参加が正式に認可されることを伝えた。その後、政府間の**議題と内容に関する第二委員会**では審議が始められていた。審議は市民社会（NGO）にも公開された。数カ国の代表は他の国連会議で扱われている事項については、WSIS で考慮すべきでないと言った。人権問題がはずされた。ブラジルや他の発展途上国は狭義の ICT と開発問題に焦点を絞るべきだと主張した。一方、米国はインフラストラクチャー、電子取引、セキュリティを、EU は電子政府、e-inclusion、教育を提案した。

●7月5日（金）5日目。

市民社会（NGO）の代表数名は内海 ITU 事務総局長と会談した。内海氏は必要とあれば、政府代表との非公式な会見を設定すると言った。加えて、NGO が ITU の活動に積極的に関わるといふ私たちの提案も検討すると言った。午後1時、記者会見を開く。市民社会（NGO）のブルース・ジラルド（Bruce Girard）は手続き規則に対する懸念を表明した。企業の参加を認可する動きに対し、引き続き、異議申し立てをしていく決意があることや、手続き規則が PrepCom2（2003年2月）で再検討されることを望んでいることを伝えた。ある国の代表は今回の会議を“**修羅場**”と表している。確かに、注目すべき点は少ない。市民社会（NGO）として、参加すべきかどうかの決断は非常に難しい。一方で、WSIS の地域会合は、市民社会（NGO）の参加を広く認めている。このような開かれた地域会合が先例となれば、次の PrepCom では、よりオープンな**手続き規則**が採択されることになるのではないかという意見もある。

●まとめ

CRIS に関わる全ての人々が市民社会（NGO）のために活動し、協力し、一体感を育んだ。CRIS の影響力は至るところにあり、疑いようもない。ある EU 高官は私たちが発した声明文は市民社会（NGO）の見解を知る上で大変重要であると言った。PrepCom には失望したが、同時に市民社会（NGO）による自発的な集まりに勇気づけられもした。このような動きが継続すれば、今後の PrepCom やサミットに影響を及ぼしていくのではないか。WSIS の外で共通の問題を抱え、行動していくことも重要であろう。今後の数ヶ月の動きに注視し、地域会合などあらゆる機会を利用し、主張していこう。それでも、門戸が開かれないのな

ら、現状を評価し、PrepCom まで、必要な行動を起こしていこう。

声明

WSIS 準備会議 1 における市民社会セクターによる記者発表（於・ジュネーブ）

市民社会は、この情報社会サミットに関連する課題に関して、これまで何年間も活動を続けてきている。発展途上国の多くに電子メールやインターネットへの接続環境を初めて提供したのは NGO のネットワークだった。NGO は、1992 年にリオデジャネイロで開催された国連サミットおよび 1994 年のカイロサミットにおいても、ネットへの接続環境を提供している。

私たちは、開発を目的とした ICT（情報コミュニケーション技術）の使用に関する課題では、唯一、貴重な経験を持っている。そして、テクノロジー・政策開発・プロジェクトの実施、という各領域で、地に根ざした専門技術や草の根レベルでのコミュニティ活動を行い、なかでも女性、若者、貧困層を優先的な活動分野として長くたずさわってきたことについては、十分に認知されているとおりである。

NGO は、文化とコミュニケーションの分野において、文化と言語の多様性、多元的共存、民主主義、表現の自由、人権の推進と支援で主導的役割を果たしている。

私たちがこの第 1 回準備会合（PrepCom 1）に出席したのは、人々の社会的、経済的發展における活動として、情報社会における課題が重要であり、人々を中心とした情報社会の未来像は、市民社会の完全で積極的な参画をもって初めて実現すると信じるからである。

さらに、国連の事務総長であるコフィ・ア

ナン氏の声明および国連や ITU、WSIS 事務局により発表された宣言や正式文書の内容が、NGO と市民社会の積極的な参加を繰り返し強調していたからでもある。

この 1 週間、準備会合において私たちは参加可能なすべての議事に積極的に関与した。モニタリング、討論、参加国からのプロポーザルや質問への返答、見解のまとめ、ロビー活動を行い、さらに機会があれば準備会合の正式な議事手続きにも関わった。また、この準備会合に至るまでの数ヶ月間、WSIS に関する一連のユネスコ・NGO 会議であるアフリカ地域の準備会合や、CRIS（情報社会におけるコミュニケーションの権利）キャンペーンやジュネーブにあるフレデリック・エバート財団が催したものなど、多くのセミナーや会議に出席し、積極的に活動している。

政府による主要な決定事項のなかには、私たちがどのようにしてこの公式なプロセスに参加できるか、どのくらいの頻度で、どのように、公式なセッションに参加できるかが含まれていなければならなかったはずである。しかしながら、3 日間にわたる、閉ざされたドアの向こうでの議論の結果には、深刻な制約が残っていた。私たちは、革新を望んでいた。政府の決定についてどんなに前向きな解釈をしても、その合意事項はすでに行われている実践を表しており、ポジティブな革新を示すものは何もなかった。また、これらの合意は、過去 50 年間に国連システムで市民社会が勝ち取った権利と責任を失わせるもの、逆行するものであるとも解釈できる。

さまざまな宣言や声明、公式文書に励まされ、市民社会は、事務局に関わるプロセスに貢献し、公式および非公式なアジェンダについての議論、そして市民社会の参加に関わる決定に対して発言することを望んでいた。私

たちは、国連から参加するよう求められたパートナーシップには、新しい見解をもって積極的に貢献することを望んでいた。

私たちが得た結果は残念なものだった。私たちが事務局のオブザーバーとして参加することは不可能である。というのは、アジェンダの策定において私たちが除外されてしまうからである。公式なプロセスの重要な側面において、私たちの意見が含まれるという保証はない。

特に私たちは、国連サミットに企業の参加を認めるという慣例に対して、心穏やかではない。これまで、国連によってNGOとして認知された貿易や産業団体が、企業に代わってうまく代表を務めてきたが、今回のサミットでは、株主やオーナーに対して主として奉仕する個々の企業までを公式に認めることを提案している。このような、商業行為を行う組織を国連のサミットに含める決定が、適切な議論や手続きを抜きに行われることは前代未聞であり、この件に関して私たちは国連の最高レベルまで抗議していく予定である。

私たちは、この国連サミットの準備プロセスにさらに関わっていくことを決定したが、今後も抗議を続行し、今回導入されたような限定的なルールが第2回準備会合では見直されるよう期待しながら、私たちの今回の決定についても再評価していく予定である。

—この声明を当日の記者会見で発表したのはブルース・ジラルド（第1回準備会合・市民社会会議司会者／CRIS キャンペーン委員会メンバー）—

世界情報社会におけるジェンダーと平等のために

ジョアンヌ・サンドラー

UNIFEM（国連女性開発基金）

UNIFEMとその代表者ノエリーン・ヘイザーに代わり、国連情報社会サミット準備会合での最初のセッションにおいて宣言できることに感謝の気持ちを述べたい。私たちは、このプロセスの発端に加わることができるのを、特に嬉しく思っている。この企画の進展とともに、UNIFEMをひとつのリソースとして考えていただければと思う。

UNIFEMは、情報社会の一員となるために、世界中の女性が持つ関心と高揚に応えて、WSISの協議事項として具体化されている問題や機会を優先的に取り扱ってきた。

私たちがこの会合に出席したのは、南アフリカのグラディスという女性のためである。グラディスは女子学校の教師だが、工芸センターの共同設立者でもあり、村内から女性33人を従業員として雇っており、その全員が株主になっている。政治情勢によって村の観光収入が減少した時、グラディスはUNIFEMがスポンサーをしている電子商取引に関するプロジェクトで訓練を受け、新しい市場をオランダに見つけることができた。

私たちがこの会合に出席したのは、南アジアのアイシャという女性のためでもある。アイシャは国内で家庭内暴力の犠牲となった女性を保護する体制を導入するため、法律を立案する機会を得た。アイシャは、私たちが企画したジェンダーによる暴力撲滅に関する電子討論会に参加することによって、世界中の国から得た教訓を具体化することができた。この電子討論会は、世界銀行からの資金提供により始められたもので、女性への暴力を無くすために参加した2500人のアクティビス

トのうち、40%を発展途上国の参加者が占めていた。「暴力撲滅」に向けたこれらの討論会参加者の存在は、情報社会だから可能になるすばらしい実例を提示しているといえよう。

私たちがこの会合に出席したのは、MDGs (Millennium Development Goals ミレニアム開発目標) を達成するには、重要な機会を提供するような社会活動に女性を含むことが不可欠だからである。ICT (情報・コミュニケーション技術) を戦略的に使用すれば、MDGs という頭文字が、‘Making Development Gender Sensitive’ (ジェンダーに配慮した開発) の略字を表すことにもなるだろう。

私たちは、単純明快なメッセージを持ってこの準備会合に出席している。ビジョンを描き、情報の入手や適用に関する問題を審議する場合に、ジェンダーと女性の権利を考慮すべきだということである。これについては、世界中のほとんどの政府が北京綱領に同意し約束しているはずである。165以上の国家が「女性差別撤廃条約」(CEDAW) に署名することで、男女平等に同意している。この準備会合において、私たちはグローバルな関係と、このプロセスがもたらす知識の共有を視野に入れ、北京で始まった平等に向けての道をこれにつないでいく機会を得ている。

変革のために

インターネット固有の新しい可能性として、ビデオ会議やそのほかのワイヤレス・あるいは電子技術に着目するなかで、ラジオやビデオなど旧来のテクノロジーについても、女性にとって有用性を持つメディアとして見過ごしてはならない。女性による活動で明らかになった数々の経験と協議事項に基づき、女性の生き方や国の発展に変革をもたらすために、情報やコミュニケーションに関する課題に対

しこの世界サミットが焦点とすべき3つの分野を強調したいと思う。

第一に、ICTを管理する規定や政策をまとめる際に、女性の参加とジェンダーの分析を保証することである。サイバースペースの中にジェンダーの平等をどう取り入れることができるだろうか。各国における通信政策についてのジェンダー分析をする必要がある。女性や少女のアクセスを保証する政策をいかに具体化するかを理解するには、性別によって分かれているデータやICTの使用に関する質的な評価が必要である。情報技術分野の企業には、より多くの女性が社長や役員になる必要がある。より多くの女子学生が数学や科学を学ぶことや、より多くの女性が通信分野の省庁における政策決定に関与することを奨励し支援する方策が必要である。現在、多くの国で政策に焦点をあてた電子技術の整備に関する調査が行われているが、私たちは平等 (e-quality) と電子技術の整備 (e-readiness) が、相伴って進行するよう強く主張する。

第二に、特に弱者や貧困層の女性や少女が、デジタル社会の未来を形成し、自らの興味に関連するコンテンツを制作することを保証するような革新的な能力開発戦略に投資することである。家族やコミュニティに対する無償労働の主な提供者である女性や少女は、時間、機動力、財政資源、技術環境の利用への深刻な制約に直面している。HIV/エイズが家族やコミュニティを崩壊しようとする時、通学の機会を奪われるのは少女であり、その少女たちが、ICTが提供する可能性を確実に享受するため、特別に企画された学習機会が必要となる。紛争当事国や、紛争後で難民を抱える国において、ICTは、女性や少女が戦争によって失った選択や機会を得る

可能性を提供する。

女性や少女は時間的にさまざまに拘束され、HIV／エイズ、紛争、無学、貧困などに起因する多くの束縛のなかにいる。しかし女性や少女は、家族やコミュニティに変化をもたらすための十分な行動範囲を持っている。

もしICTが、より効果的に収入を得る方法や、教育や訓練の保証、保健・健康に関する重要な情報を提供できれば、女性はこれらを生活に組み込むよう時間を確保するようになる。適切な政策とパートナーシップがあれば、情報・コミュニケーション技術は、女性のための生涯学習を促進することができる。

ここで、民間企業は主要な役割を得る。これこそが、ヨルダンにおいて、私たちがシスコシステムズおよびシスコ財団、ヨルダン政府、UNDP、UNRWAとのパートナーシップにより実施しようとしていることである。このプロジェクトでは女性のためのシスコネットワーク・アカデミー・プログラムを企画し、2001年にはシスコ研究所を設立、ヨルダンの10箇所の教育施設の若い女性向けカリキュラム策定を支援した。このプロジェクトは政府、民間企業、NGO、国連といった広範囲にわたるパートナーシップを構築することができた一つの例である。

最後に、すべてのICTに関する戦略や計画が、社会的責任とジェンダーの平等を満たすことである。デジタル・デバイドが女性を含む富裕層と貧困層の不平等を助長し、性差によるデジタル・デバイドは男女間の不平等をも助長する。デジタル革命の恩恵を受けた人が、それを受けなかった人びとへ手渡していくことができる。

社会的責任とジェンダーの平等は、UNIFEMが今年導入した新しいパートナーシップの根底にある価値観である。「デジタル・デ

ィアスポラ」に参加するようアフリカの人に呼び掛けたこのパートナーシップは、アフリカ大陸で成功したIT企業家と、アフリカで女性が始めたばかりの小さな事業とを結びつけることが目的だった。アフリカの中心的な企業家集団がすでにこの企画のリーダーシップをとっており、民間企業や民間の財団から支援を得て、ネットワークング、技術指導、パイロット・プロジェクト実施、パートナーシップの構築をめざしている。

ジェンダーの平等は最終目標である。ICTはその目標と、MDGs（ミレニアム開発目標）を達成するための強力な手段である。ITU、UNDPとともに、私たちがMOU（覚書）へ署名をしたのは、テレコミュニケーション、開発、ジェンダーの平等を合わせた機会を助長するためである。

UNIFEMと、私たちのパートナーである世界中のジェンダー問題に取り組む人々は、ジェンダーの平等を呼び掛けるだけでなく、それ以上のことをする準備がある。私たちは、専門的技術や識見を提供することで、政策や規律の枠組みづくりのほか、多様な考え方や要求を持つ活発なユーザーに対しても、さらには、すべての人の平等のために“E-quality”に貢献する準備ができています。

情報社会における倫理的要請

セース・J・ハーメリンク

アムステルダム大学教授

現代社会では明らかに「情報の発展」が見られる。この情報の発展は、他の社会的発展と相互に作用しながら、さまざまな歴史的状況下においてそれぞれ異なった過程を経て、社会の未来がどのように形成されていくかことに影響を与えるだろう。最新の文献の多く

を見ると、「理想的シナリオ」においては、こうした発展がよい結果をもたらすと考えられており、他方、「最悪のシナリオ」においては悪い結果が強調されている。いずれの場合でも、分析者たちは社会的発展に対し決定論的な見方をしている。すなわち、技術革新が社会的プロセスに直接インパクトを与えるというのである。そこには技術と社会を弁証法的に結びつけていくような、多面的で複雑な過程を考慮する余裕がない。

しかし、今日の情報社会におけるディスコースに存在する一つの明確な利点を見逃してはならない。「社会」に言及することは、権力、利益、参加といった旧来から存在する社会上の問題を呼び起こしてくれる。つまり、誰が利益を得、誰が決定し、誰が参加し、そして誰に説明責任があるのか、という問題である。

ここで最初の倫理的要請が出てくる。すなわち、情報社会の出現に対して社会自体がこうした古典的社会学の重要な問題を提起できる、開かれたものになっている必要があるということである。

情報

情報社会という概念が存在するために不可欠なのは、明らかに「情報」そのものである。情報社会の未来に対する多くの見解は、私たちがよく知っている一連の神話に基づいている。例えば次のようなものがある。情報は多ければ多いほどよい。情報が多ければ、より多くの知識や理解を生み出す。公開された情報が流通することは紛争防止に役立ち、情報が多いほど不確実性が低下し適切な選択ができる。適切に情報が与えられれば人々はそれに応じて行動する。より多くの情報はより大きな力を意味し、ひとたびお互いによく知り合えば相互理解が可能になり対立しなくなる。これらすべては非常に魅力的な仮説なのだが、

そのどれもが真実であるとは限らないのである。

よく知られた仮説に、情報は力であると言われる。情報が力の源となり得るのは、情報の生産、処理、保管、検索、転送のために必要な情報基盤にアクセスすることができ、かつ、人びとが情報を社会的実践に適用するためのスキルを持ち、自分たちの利益を促進するための情報が利用できるような社会的ネットワークに参加するスキルを持っている場合に限られるのである。この仮説は、人々は情報不足で無知であったがために力を行使できなかったのだということを前提としている。しかし多くの場合、人々は最初から何が間違っていたのか、何が不当だったのかを明確に知っており、統治者たちの不正についてもよく知っていたのである。それでも彼らは行動せず、知識は力の源泉にはならなかった。なぜなら、それは人びとが反旗を翻すための具体的かつ戦略的手段を持ち合わせていなかったからである。

ひとたびお互いについてより詳しい情報を手に入れば、人びとは互いに知り合い、理解し、対立しなくなるという考え方は非常に魅力的である。しかし普通、決定的な対立というものは情報不足によって起こるのではない。事実、そうした対立は、対立する者同士が互いに持っているその適切な情報が原因となり、対立している可能性もある。社会的調和は、関係者が互いに関してどの程度無知であるかに大きく依存するという見解も、同じように提起することが可能なのである。現在、多くの社会が安定を維持しているが、それは各成員がどんな人たちであるかといった詳細な情報を持たなくても社会的交流が出来るような儀式や習慣、慣行などを実践しているからなのである。実際、対立する者たちが互い

の目的や動機について多くの情報を持ち過ぎて、対立状況が生じている場合もあるかもしれない。情報を少ししか持たないことよりも、多くの情報を持つことのほうが危険だという状況もある。もし、私たちがともに生活をしたり仕事をしたりする人たちについて詳細な情報を持っていたら、激しい市民戦争が起こる可能性はかなり高くなるだろう。

情報や知識の役割や影響についての仮説の多くは、重大な欠陥を持つ因果関係モデルに依拠している。情報と知識は社会的プロセスにおける中心の変数と見なされ、その変数をどう操作するかによって、ある社会的影響が生じるのである。しかしながら社会科学の研究が私たちに教えているのは、情報／知識のインプットと社会的アウトプットの間の直線的な因果関係を示す単純な刺激／反応の線型モデルに沿って、情報と知識の共有が生じるのではないことである。

従って、第2の倫理的要請は、情報の生産と供給の重要性を十分に認識しつつ、情報がなし得ることに対して、社会が現実的なアプローチをとることである。

技術

情報の発展の基盤となるのは、情報技術の発展と応用における技術革新である。この技術革新は、現代技術文化の本質的な部分であり、非常に困難な問題を抱える人間と技術の間の相互作用をその特徴としている。この相互作用は非合理性と無責任さによって大きく規定される。この非合理性と無責任さを、タイタニック号、カサンドラそしてフランケンシュタイン博士という三つの比喻を使ってまとめてみよう。

タイタニック号は、技術の完全性に対する強い信念を意味している。船は沈むはずはなく、船に十分な数の救命ボートを装備する必

要はない。その結果、技術革新の真の危険性はまじめに検討されることはない。現代の技術文化は危険のない社会への強い志向を表明する。リスクを伴うことなく社会的プロセスをコントロールしようという願望は、予測不可能な、気まぐれな人間の行動により、大きく妨げられることになる。

実際、人間という存在こそが真の危険因子であると考えられるようになっている。その結果、現代社会は、そのリスクを低下させるためにあらゆる活動を行うようになっている。例えば、監視カメラを至るところに設置して人々の行動をモニターしたり人の動きを電子的に記録するといったことを行っている。このプロセスの次の論理的ステップは、人間を人間型ロボットに置き換えることである。

カサンドラはトロイの王プリアマスの娘であり、トロイの民に木馬の中にギリシア人が入っていると警告した。カサンドラは将来を予知する能力には恵まれていたが、神アポロから呪いを受け、誰も彼女の警告を聞こうとはしないという罰を科せられていた。これは技術文化の特徴でもある。警告の声は無視されるのである。意思決定者が新しい時代や勝利のムードや時間と競争のプレッシャーを経験している状況下では、すべての交通信号は無視され、批判者は黙殺され、そして技術の取捨選択は何の基準もないわけのわからないものとなる。

フランケンシュタイン博士はメアリー・シェリーによって書かれた小説に登場する人物である。この小説は、ある博士が怪物を作り出し研究室から逃げ出すが、その怪物が自分を作ったことの責任を博士にとらせようとして博士に執拗に取り憑くという話である。このメタファーは、技術革新の説明責任に対して重大な疑問を投げかけている。ことがうま

くいなくなってきたとき、一体誰が説明責任を負うのか？もし私たちがデジタル・デバイドを解決したとしても、それに続いて起こる克服できない環境問題、例えば過度の地球エネルギー消費、プリンターやコンピュータからの二酸化炭素の排出、携帯電話やコンピュータの急速な世代交代によって排出される膨大な量の電気廃棄物などに直面したとき、一体誰が責任を持つのだろうか。

これらの特徴に加えて、現代の技術文化は、モラルの歴史的進歩に対する強い信仰の啓示を受けている。ヨアヒム・ジ・フィオーリ、レッシング、ヘーゲル、コントなどの社会思想家や現代の情報革命を担う著者たち（トフラー、ネグロポンティ、ゲイツ）の著書によれば、歴史は前進的歩みを続けているという。啓蒙と合理性、とりわけ科学と技術を通して、人類は調和と平和への途上にあるというのだ。しかし、モダニティにおけるモラルの進歩というこの神話は、アウシュヴィッツとヒロシマによって暴かれた。これらの出来事は直線的な進歩のプロセスなど存在しないこと、そしてモラルの進歩という発想は誤解を招くものだということを明確に示したのである。歴史は循環し、そして人類という種は、著しくモラルに反する行為と洗練されたモラルへの反省との間に生じる、寄せては返す波から逃れることはできないのである。非人間性は永遠に人間の条件の一部である。「すばらしい新世界」の新たな種の創造のみが、危険のない社会というユートピアを実現するだろう。しかし、この「すばらしい新世界」の登場人物は、もはや人間ではないのである。

第3の倫理的要請は、科学と技術の進歩の結果として生ずる人間のモラルの改善ということに対して現実的になるということである。それはつまり技術のリスクを真剣に捉え、そ

して十分な救出ボートを用意しておくということである。

情報からコミュニケーションへ

現在、公共的な論争や政策、実践においては、情報と情報技術の重要性が非常に強調される。来たる「国連世界情報社会サミット」（ジュネーブ、2003）では未来社会の展望を「情報社会」として強調している。

「国連世界情報社会サミット」（ジュネーブ、2003）の大部分の準備文書から「コミュニケーション」が実際に消えてしまったことは実に当惑すべきことである。このサミットは国連世界人権会議（ウィーン、1993）と同じ過ちを犯す危険性がある。人権会議の最終宣言ではコミュニケーションについては何も言及せず、単に情報とニュースについて述べられただけであった。しかしながら、核心的問題はいかに「コミュニケーション社会」を形成するかということである。実際、世界のもっとも差し迫った問題を解決するためには、私たちはコミュニケーションするための能力以上の情報処理など必要としていない。皮肉なことに、情報と知識を処理し配信する能力が向上するにつれて、私たちがコミュニケーションし、会話するための能力は低下しているのである。

複雑な現代社会では、私たちは互いにコミュニケーションする必要に迫られている。非常に差し迫った社会問題を解決するためには、情報を知らせる能力よりもコミュニケーションする能力の方がはるかに重要である。互いに話し合うことができないような情報社会あるいは知識社会を実現させようというのであれば、それはまさに不穏な展望だというしかない。

第4の倫理的要請は、世界は「情報/知識社会」が必要なのではなく、「コミュニケーション社会」を必要としているということである。

対話

今、世界でもっとも差し迫った問題を解決するためには、今以上の情報や知識量が必要なのではなく、文化や宗教や言語の境界線を越えて互いに話し合うことができる能力を身につけることが必要である。対話は文明が出会うためには絶対に欠かせない重要なものである。対話のないグローバル化は均質化と覇権化をもたらす。対話のないローカル化は断片化と孤立化をもたらす。どちらの場合も私たちの共有する未来を持続させていくことは、かなり危くなる。

対話が必要であるなどというのは、わかり切ったことであり、簡単なことのように思える。しかし実際は、対話は発言行為の中でも非常に難しい形態なのである。多くの社会では、人々は対話的コミュニケーションを行うための時間もなければ忍耐もない。対話では短時間に確実な結果は出てこない。このことは、近代の達成志向型社会の精神と対立する。その上、マスメディアは会話術を社会に教えることにおいてはほとんど役立たない。メディアが伝える内容は、ほとんどがつまらぬおしゃべり(無内容な際限のない話)であるか、偏見に満ちた演説であるか、宣伝文句であるか、あるいは議論のための議論にすぎない。意味ある議論をするためには、内面的対話が要求することから始めることが必要である。

このことは、対話に参加する者すべてが、まず自分たちの判断や前提を疑うことを意味する。しかし、自ら前提としていることを批判的に検証することは、大きな課題である。というのは、私たち自身が自分の基本的な前提に対して無知なことが多いからである。前提とは、私たちが無批判に受け入れてしまおうとする心像である。誰もが異なる、相反する前提を持っている。違う文化から来た場合

はなおさらそうである。判断を保留することも同じ様に難しいことである。なぜなら、私たちは自分たちの意見や評価に強く執着しており、不確定であることよりも前提に従うことを好むからである。

対話では耳を傾けることや沈黙する能力が要求される。聴くことは耳を中心とする文化であるが、視覚文化による影響がますます大きくなっている社会では、聴覚言語を学ぶことは非常に難しい。マスメディアは「リッスン・ショー」ではなく「トーク・ショー」を提供している。さらに、クリシュナムーティが言うように「私たちは、何が話されたかではなく、自分たち自身の雑音や自分たち自身の物音を聞いているだけだ」。すなわち、私たちはほとんどの場合、受容的ではなく防御的に聞いているということである。「私たちは何が私たちを助けてくれるのかを発見するために耳を傾ける— 私たちは起こりうる危険を予知するために耳を傾ける」(エリノアとジェラード、1998)。対話は沈黙が尊重される場でのみ起こりうる。近代社会では、沈黙はなんとしても避けなければならないがゆえに、決しておしゃべりは止まず、あらゆる空間を騒音で満たす必要があるので、沈黙が要求される対話は不可能となりつつある。

第5の倫理的要請は、対話の技術を学ぶことである。

コミュニケーションする権利

生命が脅かされたり話をしたり集会をする自由がなかったりする人びとや、自分たちの声を表現する手段を持たない人びと、秘密が守られプライバシーを保ちながら話すことができない人びと、基本的な教育や文化に参加することを否定されたりするような人びとのあいだでは、効果的な対話がなされることはありえない。今日、コミュニケーションする権利

に関する世界宣言を一刻も早く採択する必要がある。現在、この権利は国際法の規定として存在しない。1969年という早い時期に、ジャン・ダルシーは、コミュニケーションする権利を紹介し、「世界人権宣言は人間の情報に対する権利よりもさらに拡張された権利を含まなければならない・・・それは人がコミュニケーションする権利である」と述べている（ダルシー、1969）。既存の人権法の規定（世界人権宣言や市民的、政治的権利に関する国際規約など）が、相互作用のプロセスとしてのコミュニケーションを扱うには不十分であるという所見が、この新しいアプローチを導く力となったのである。

コミュニケーションの権利は、例えば次のような情報権を含んでいる。

- 思想、良心、宗教の自由に対する権利。
- 意見を持つ権利。
- 公的もしくは私的党派によって干渉されることなく意見を表明する権利。
- 公共的関心事に関する問題を適切に知らされる権利。
- (公的あるいは私的な情報源が持つ) 公共的関心事に関する情報へのアクセス権。
- 情報や考え、意見を流通させる公共手段にアクセスする権利。

また、コミュニケーションする権利の一部として、次のような文化的権利も含みうるだろう。

- 文化的多様性を促進し、保護する権利。
- 自分のコミュニティの文化生活に自由に参加する権利。
- 文化的伝統を实践する権利。
- 芸術を楽しみ、科学的進歩とその応用による恩恵を受ける権利。
- 国内および国際的な文化資産と遺産を守る権利。

- 芸術的、文学的、学術的な創造と独立への権利。
- 私的あるいは公的に自分の言語を使用する権利。
- マイノリティや先住民族が教育を受け、自らのメディアを設立する権利。

また、次のような保護する権利がある。

- マスコミュニケーション・メディアやデータ収集を行っている公的および私的機関によるプライバシーへの干渉から保護される権利。
- 公的あるいは私的党派による干渉からの私的コミュニケーションの保護。
- 公的コミュニケーションにおいて、正当な法的手続きの基準を尊重する権利。
- 人種、肌の色、性、言語、宗教または社会的出自に関して差別的なコミュニケーションから保護される権利
- 誤解を生じる歪曲された情報から保護される権利。
- 個人および／あるいは社会的グループを排除すべきであるという教義の体系的、意図的な宣伝活動から保護される権利。
- 所有者や経営者による干渉に対して、公的または私的コミュニケーション機関における雇用者の職業的独立性を保護する権利。

また、コミュニティの権利については次のようなものが必要である。

- コミュニティのための公的コミュニケーションへのアクセス権。
- コミュニケーションのインフラを開発し、適切なリソースを調達し、知識と技能を共有し、経済機会を均等にし、不平等を是正する権利。
- 知識資源は多くの場合、共同体によって所有される共有財産であることを承認する権

利。

- ・知識産業による私的専有に対し、知識資源を保護する権利。

さらに、次のような多様な参加権が認められるべきである。

- ・公的コミュニケーションに十分に参加するための必要な技術を習得する権利。
- ・情報の供給、文化の生産または知識の生産と応用に関する公的な意思決定に参加する権利。
- ・コミュニケーション技術の選択、開発、応用に関する公的な意思決定に参加する権利。

第6の倫理的要請は、国際的なコミュニティが人びとのコミュニケートする権利を採択し、成文化することである。

結論

これらの6つの倫理的要請は、もし真剣に取り上げられるのなら、コミュニケーション社会の将来に関わっているコミュニケーションの実践者や研究者、そして政策決定者のアジェンダにおいて必要不可欠なトピックにならないといけない。その執行は国際人権規約を尊重することにより促進されるのである。

— 『fctGAZETTE』 No. 79(2003年3月)掲載 —